

## 「ふくしまの酒地域案内人」認定制度について

福島県観光交流局県産品振興戦略課

### 1 「ふくしまの酒地域案内人」認定制度とは

福島県内の酒屋（小売酒販）事業・旅館ホテル関連事業に携わる方で、「ふくしまの酒」の魅力発信及び認知度向上に御協力いただけるふくしまの酒のガイド役を「ふくしまの酒地域案内人」として認定し、既存ファン及び今まで知らなかった層への認知度向上を図るとともに、県内におけるふくしまの酒に係る気運醸成を目的とする。

### 2 認定されるメリット

- ・ふくしまの酒地域案内人を名乗ることができる。  
（名刺への印字、自社 HP 等への宣伝などが可能）
- ・ふくしまの酒ホームページにて、案内人及び所属施設を PR
- ・ふくしまの酒及び観光パンフレットの定期提供
- ・認定証・認定のぼりを提供、PR に活用可能

### 3 認定後の職務等

「ふくしまの酒地域案内人」に認定された者は、ふくしまの酒の魅力発信及び知名度向上に努めるものとし、継続しての気運醸成を図ること。また、日頃よりふくしまの酒に関する知識習得に努め、自己研鑽に励むこと。

（具体例）・接客によるふくしまの酒の魅力発信

- ・自身の SNS アカウントによる魅力発信

…県公式 Instagram 「ふくしまの酒」で案内人のアカウントをフォロー  
案内人のふくしまの酒に関する投稿をストーリーで引用投稿する。

なお、県は、認定者の活動等に伴う報酬や活動経費について負担しないものとし、事故等が起きた際の一切の責任を負わないものとする。

### 4 認定方法

趣旨に賛同し、認定要件を満たした個人は、「ふくしまの酒地域案内人認定要領」に基づき、「ふくしまの酒地域案内人認定申請書（以下、「認定申請書」という。）」を提出する。

提出後、ふくしまの酒地域案内人事務局で認定申請書を確認し、要件に適合すると認められた場合には、「ふくしまの酒地域案内人認定証」を事務局より交付する。

（1）申請期間 令和6年7月31日（木）

（2）申請方法 申込先に、Fax またはメールにて提出してください。

※FAX で送付される場合は、送付時に電話でご連絡ください。

（3）申込先 福島県観光交流局県産品振興戦略課

OTel：024-521-8070

OFax：024-521-8390

OMail：fukushima-sake@light-agc.co.jp

## 5 認定要件

次の事項を満たすことを認定要件とする。

- ・認定要領における申請者の要件に該当する者

## 6 申請者の要件

次の事項のいずれかに該当すること。

- ・福島県内の酒屋（小売酒販）事業に携わる者（個人）  
※酒類小売業免許を持つもの、1事業者あたり1名とする。
- ・福島県内の旅館ホテル関連事業に携わる者（個人）  
※3年以上の勤務実績を有するもの、1事業者あたり1名とする。  
加えて、事業者においてふくしまの酒を取り扱っていること、又は認定後においてふくしまの酒を取り扱うこと。

## 7 認定有効期間

認定を受けた日からとし、当面は終期を設定しない。

## 8 認定式の実施

8月末において認定式を実施する。

## 9 研修会の実施

研修については、希望者が受講することができるものとする。（オンライン可）

### （1）研修会テーマ

- ・日本酒の基礎知識
- ・福島日本酒について（福島日本酒の特徴、福島日本酒文化）
- ・日本酒の楽しみ方、マリアージュ体験
- ・SNSによる有効な発信方法について

### （2）講師

福島県酒造組合特別顧問 鈴木賢二氏

SNSでの情報発信に詳しい専門家

## 10 著作権・肖像権に関する取り扱い及び個人情報の取り扱い

県は、提出いただいた内容について、県産品振興戦略課の実施する事業の活動にのみ使用し、その他の目的においては使用しない。なお、県産品振興戦略課の実施する事業の活動で使用する場合は、掲載媒体及び内容について、認定者の確認・承諾を得て使用するものとする。